

## 大田市告示第30号

大田市生ごみ堆肥化装置設置事業補助金交付要綱（平成17年大田市告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

大田市長 楫野弘和

第2条第1項第1号中「2基」を「1基」に改め、同号ただし書中「経過した者が」を「経過したのちに」に、「装置の買い替えを」を「装置を新たに購入」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助金の額）

第3条 市は、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助金の額は、購入額の2分の1以内とし、補助限度額は次の各号に定めるところによる。

- |           |         |
|-----------|---------|
| (1) コンポスト | 2,000円  |
| (2) キューロ  | 3,000円  |
| (3) 電気式   | 15,000円 |

2 前項により算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切捨てるものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。